

学修支援体制

1. 学生への学修支援体制の整備と適切な運営

① 入学前準備教育

国内の多くの大学で学生の基礎学力不足が問題となっている中、本学では、この問題を入学前に可能な限り解消しておくことが望ましいという認識から、全ての入試区分の合格者に任意で入学前準備教育を実施しています。（ヒューマンケア学部看護学科、健康医療スポーツ学部看護学科、薬学部は必須）。本学入学後に学ぶ科目の理解に必要な基礎学力の強化を目的に、各学科・コースが重要と考える科目を選定し、e-learning 教材を利用し在宅で学修できる教育を提供しています。また、基礎学力の補完だけではなく、学修に対するモチベーションの維持や学修習慣作りも目標としています。

② 学生への履修指導・学修指導・生活指導

新年度始めに、新入生に対して学科・コースごとにオリエンテーション及びガイダンスを実施しています。クラス担任を中心とする教員や職員、上級生が、履修指導や学修への取組み及び学生生活全般について指導し、大学生活をスムーズにスタートできるよう支援しています。

「セミナー」の授業では、クラス担任が履修登録、授業の受講方法等について指導しています。また、個別指導も実施し、教育課程を通した学修の指導及び課外活動や将来の進路等、学生の様々な相談に応じています。

③ オフィスアワー

学生からの授業科目等に関する質問や相談に応じるため、又は学生と教員とのコミュニケーションを充実させるため、全学的にオフィスアワー制度を設けています。専任教員は授業以外で週2コマの時間帯を、非常勤講師は授業終了後の時間帯をオフィスアワーとして設定し、この時間帯には各教員が予め公表した場所に待機して、学生からの質問や相談に対応しています。

この制度については、「Student Pocket Diary 帝京平成大学 学生便覧」に掲載している他、セミナー科目でも学生へ周知しており、積極的な活用を促しています。また、各教員が設定したオフィスアワーの時間帯や場所については、帝京平成大学UNIPAに掲載・配信するとともに、各専任教員の研究室前に掲示して学生へ周知しています。

④ 父母等面談

全学部生の父母等を対象として、毎年度 10 月に面談を実施しています。学生個人別に父母等からの希望に応じて面談を実施し、学生の学修状況や学生生活・進路に関する相談に対して、クラス担任が中心となり対応に当たっています。大学教育に対する理解を深めてもらうとともに、父母等との協力のもと学生への学修支援に結び付けています。面談は対面のほか、オンラインや電話でも実施しています。

⑤ セミナー欠席者調査

欠席状況を早期に把握し、欠席が続く学生を指導するため、前期及び後期の「セミナー」の授業 3 回目に欠席者調査を行っています。特に、正当な理由がないまま欠席を続けている学生に対しては、クラス担任が積極的に連絡を取り、父母等にも学生の状況を適宜連絡・共有しながら指導を行っています。

⑥ 中途退学者対策

本学では「セミナー」の授業及びオフィスアワーにおいて、学生一人一人に対してきめ細やかな指導を行っています。学生は学修に関する相談に限らず、学生生活全般についての問題や悩みを教員に相談することができます。また、教員は学生の相談内容に応じて、学修計画作成の支援や進路変更の提案、奨学金制度の紹介等を行っています。

所属の学科・コースにおける学修面での問題や悩みを抱えている学生に対して、退学するこ

帝京平成大学

となく本学で学び続けることができるように、他の学科・コースに所属を変更できる機会（以下「転科」という）を年に 2 回設けて学生をサポートしています。転科を希望する学生は、所属学科の学科長との面談を行い、学生の将来の進路を再検討するうえで転科が最善であると判断された場合に学科長が転科を承諾します。転科試験では学科・コースにより筆記試験、論文試験、口頭試問等が行われ、志望する転科先に必要な学力の評価だけに偏重することなく、学修の意思や学力に表れない能力などを総合的に選考しています。選考試験に合格した学生については、学長が転科を決定し、教授会で報告されています。

⑦ 資格取得サポート

本学の多くの学科では、学生や社会の要請に応えるため、卒業時に国家資格あるいは国家試験等の受験資格が取得できるように教育課程を編成しています。国家資格以外の資格等についても、フードスペシャリスト、アスレティックトレーナー、トレーニング指導者、健康運動実践指導者、初級及び中級パラスポーツ指導員等の資格取得試験や、世界遺産検定、旅行地理検定、ニュース検定等の検定試験、TOEIC 等を基に教育目標の達成状況を把握し、自己点検・評価の指標としています。

⑧ 障がいのある学生へのサポート

障がいのある学生に対しては、申し出に応じて面談を行い、支援内容について検討し、授業や試験における合理的配慮など、個々の実情等に応じて支援を行っています。

障がいのある学生への支援に関するガイドライン

（基本方針）

すべての教職員が本学に在籍する障がいのある学生に対し、障がいのない学生と同様に修学できる環境づくりを担い、個々の学生の実情に応じた支援を可能な限り目指します。

（支援体制）

1. 入学後の支援

各キャンパスにある学生支援チームが窓口となって相談を受付けます。学生支援チームを介して、教員、教務チーム、就職支援室、保健室、学生相談室等と面談を行い、具体的な支援を決定します。学生が学修により専念できるように環境を整えていきます。

- ① 学生支援チームへ面談の申込みをしていただき、本人、父母等、教員、学生支援チーム等と面談を行い、支援内容の確認を行います。
- ② 支援内容確認後、学生支援チーム、教務チーム、教員等と協議を行い、必要な支援内容について検討を行います。
- ③ 支援内容決定後、所属する学科または事務局から、学生本人、科目担当教員へ支援内容を周知します。
- ④ 支援開始後は、学生支援チームが窓口となり、随時相談を受付けます。

2. 具体的な支援内容

個々の実情等に応じて次のような支援を行います。次の支援は一例です。支援内容については、面談により決定します。

- (1) 聴覚障がい
座席位置の配慮、教材の提供 等
- (2) 肢体不自由
定期試験等における受験方法の配慮、座席位置の配慮、ロッカー使用時の配慮 等
- (3) 発達障がい
保健室利用、座席位置の配慮 等
- (4) 試験における支援

3. 就職支援

学生支援チームと就職支援室・教員が連携し、学生のみなさん一人ひとりの意向を尊重したキャリア形成指導、就職支援を行います。就職支援室では障がいのある学生向け資料コーナーを設置しています。また、キャリアカウンセラーに相談することもできます。

就職活動について気になることや、聞きたいことがあれば、気兼ねなく就職支援室へお越しください。

4. 生活支援

学生生活一般については、学生支援チームで支援を行っております。

学内でお困りのことがあった際は、ご相談にお越しください。

(施設設備の支援)

各キャンパスにおいて、バリアフリースイレ、車いす用エレベータ、スロープ、点字ブロック等を設置しております。

2. 通信教育課程における学修支援体制

① 学修支援について

学修支援の在り方については「通信教育委員会」が主導し、同委員会内に設置された「通信教育課程改善ワーキンググループ」が具体的な改善策を検討しています。

主な支援内容は以下のとおりです。

- (a) 学修支援システムの運用およびコンテンツの充実
- (b) 動画配信システムによる学修サポート
- (c) 新入生ガイダンスや学修相談会の実施
- (d) 各種教材や手続きの電子化
- (e) 通信教育ニュースの発刊

② 学修相談について

学修相談は、面談、電話、電子メール、電子掲示板にて実施しています。学修の進め方・履修相談から、資格や教員免許取得までの流れ等、様々な相談に応じています。スクーリング開講時には、学修相談会を開催し、学生個々の相談に直接対応しています。電話や電子メールをはじめ、学修支援システム内の掲示板でも、随時質問を受け付けています。

3. 学生への学修支援に対する学生の意見等を汲み上げるシステム

学生が大学に対する意見・要望を気軽に出しやすいように、各キャンパスに「意見箱」を設置しています。意見箱の活用については、「Teikyo Heisei Student Pocket Diary」、各キャンパスの学内掲示等で呼びかけ、学生への周知に努めています。意見箱に寄せられた意見・要望は、関係部署にて検討し改善に努めており、その検討した結果は、各キャンパスの学内掲示で周知しています。ただし、内容によっては学生個人へ連絡しています。